

## 株式会社オービックビジネスコンサルタントとの契約内容

---

電子決済等代行業者(株式会社オービックビジネスコンサルタント)との契約内容について、その内容の一部を公表いたします。

### お客さまに損害が生じた場合の補償について

当社が提供するビジネス PC サービス及びビジネス伝送サービスを使用して株式会社オービックビジネスコンサルタント(以下「OBC 社」といいます。)がお客さまに提供するサービス(以下「OBC 社外部接続サービス」といいます。)に関してお客さまに損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、OBC 社外部接続サービスの利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、OBC 社外部接続サービスの利用規約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償します。但し、当該損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、接続事業者は、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方に基づき、利用者に補償を行うものとします。

当社が提供する銀行機能に起因してお客さまに損害が発生した場合、当社がお客さまに対して賠償または補償します。

### 電子決済等代行業者による情報の適正な取扱いや安全管理のために行う措置について

OBC 社は、当社に提出したセキュリティチェックリストにしたがい、かつ当社の定める基準にしたがったセキュリティを維持するものとするものとします。

OBC 社は、OBC 社外部接続サービスに関し、コンピュータウィルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を行うものとします。

OBC 社は、OBC 社外部接続サービスにおいて虚偽又は誤認のおそれのある表示、説明等を行ってはず、利用者の保護のために必要な表示、説明等を行うものとします。当社は、OBC 社が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、OBC 社に対して改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、OBC 社に事前に通知した上で、本回線連携を停止することができるものとします。但し、当社は、OBC 社が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、改善を求めることを経ずに、OBC 社への事前通

知のうえ、本回線連携を停止することができるものとします。

## 電子決済等代行業再委託者による情報の適正な取扱いや安全管理のために 行う措置について

OBC 社は、電子決済等代行業再委託者（※1）に対し、電子決済等代行業再委託者がお客さまに提供するサービスのセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、電子決済等代行業再委託者との間で連鎖接続の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとします。

当社は、OBC 社が電子決済等代行業再委託者に対するかかる指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、OBC 社に当該電子決済等代行業再委託者との連鎖接続の停止を求めることができるものとし、又は OBC 社が相当期間内に当該電子決済等代行業再委託者との連鎖接続を停止しない場合に本回線連携を制限若しくは停止することができるものとします。

※1 電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項に定められた事業者のことをいいます。